

市町村自殺対策計画策定の手引き（平成29年11月 厚生労働省資料）より
抜粋

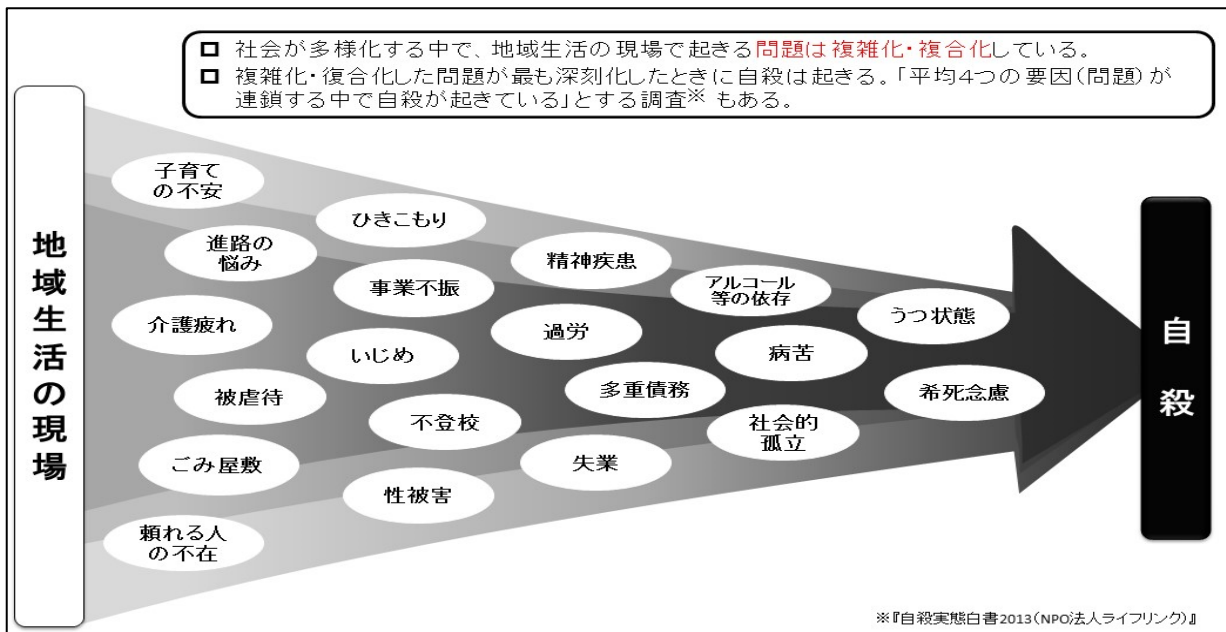
I 自殺対策計画策定の背景

I-1 我が国の自殺対策が目指すもの

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第2条）。自殺対策基本法は、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっています。我が国の自殺対策は、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しているのです。

図1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



Ⅲ 自殺対策計画策定の流れ

計画の策定は、以下の流れに留意しながら全庁的な取組として進めてください。

その際、「地域自殺実態プロファイル」や「事業の棚卸し事例集」、「地域自殺対策政策パッケージ」を、ぜひご活用ください。

1 意思決定の体制をつくる

- 1) 行政トップが責任者となる
- 2) 庁内横断的な体制を整える
- 3) 広く住民の参加を得る
- 4) 地域ネットワークの参加を得る

2 関係者間で認識を共有する

- 1) 地域の自殺実態を共有する
「地域自殺実態プロファイル」の活用
- 2) 自殺対策の理念等を共有する
- 3) 自殺対策の目標を共有する

3 地域の社会資源を把握する

- 1) 庁内の関連事業を把握する
「事業の棚卸し事例集」の活用
- 2) 地域の様々な活動を把握する

4 自殺対策計画を決定する

- 1) 計画の全体構成を考える
- 2) 各事業の担当及び実施時期を明確にする
- 3) 検証可能な指標や目標を定める

Ⅲ－3 地域の社会資源を把握する

1) 庁内の関連事業を把握する

計画の策定に当たっては、庁内の関連事業を把握する必要がある。その際、「事業の棚卸し」が有効な手法となる。

計画の策定に当たっては、自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であるとの視点から、既存事業を最大限に活かし、計画に盛り込むべく、庁内の関連事業を広く把握することが重要です。その際の有効な手法が「事業の棚卸し」です。

「事業の棚卸し事例集」をご覧いただくと、意外な事業について自殺対策との関連性を見出だせる等、より充実した計画を作る上での参考になります。ぜひこの「事業の棚卸し」の手法を取り入れ、策定作業を進めていただくことが望まれます。

IV 計画に盛り込む内容の決定

IV-1 計画の名称を決める

「いのち支える●●自殺対策行動計画（●●には市町村名が入る）」など、計画の名称においても「いのち支える」というメッセージを前面に打ち出すと、計画の趣旨等を広く理解してもらいやすくなります。

国の自殺総合対策大綱と同じ様に、「～誰も自殺に追い込まれることのない●●の実現を目指して～」といった副題を加える方法もあります。

IV-2 計画の構成を決める

以下の要素を計画に盛り込むことが望まれます。構成の順番や項目の名称等はあくまでも一例であり、以下と同じである必要はありません。（カッコ内は補足説明）

1) はじめに（市町村長によるメッセージを直接住民に伝えるため）

2) 計画策定の趣旨等

2-1) 趣旨（自殺対策の基本方針、すなわち「生きることの包括的な支援として推進」、「関連施策との有機的な連携による総合的な対策の推進」、「対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動」、「実践と啓発を両輪として推進」、「関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進」を踏まえて自殺対策を全庁的な取組として推進していくための計画であることなどについて）

2-2) 計画の位置付け（自殺対策基本法に基づく計画であることや他の個別計画との関係性などについて）

2-3) 計画の期間（自殺総合対策大綱を踏まえておおむね5年以内とする）

2-4) 計画の数値目標（国の目標、すなわち「平成38年までに自殺死亡率を27年と比べて30%以上減少させる」を踏まえ適宜適切に設定）

3) ●●における自殺の特徴（「地域自殺実態プロファイル」等を活用して記載）

3-1) 全国との比較

3-2) 過去との比較（年次推移）

3-3) 対策が優先されるべき対象群の把握（地域で多く亡くなっている人についてイメージを共有するため＝支援の対象を絞りやすくするため）

※以下は、地域の必要性和実施可能性に応じて補足的に活用する方法もある

- ・住民意識調査や関係団体へのアンケートの結果等
- ・小地域ごとの分析（死亡小票等を利用）
- ・自損行為による救急出動件数等

・自殺関連相談件数等

4) これまでの取組と評価（これについては次期計画から盛り込むので構わない）

5) いのち支える自殺対策における取組（各事業の担当と実施時期を明記する）

5-1) 基本施策

⇒「地域自殺対策政策パッケージ」において全国的に実施することが望ましいとされている次の5項目（基本パッケージ）について、同政策パッケージで紹介されている事例等を踏まえ作成

- ① 地域におけるネットワークの強化
- ② 自殺対策を支える人材の育成
- ③ 住民への啓発と周知
- ④ 生きることの促進要因への支援
- ⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

5-2) 重点施策

⇒「地域自殺実態プロファイル」における推奨パッケージを踏まえ、地域自殺対策政策パッケージから、地域の特性に応じた対策（重点パッケージ：例えば「子ども・若者対策」、「高齢者対策」等）を数項目選択の上、同政策パッケージで紹介されている事例等を踏まえ作成

5-3) 生きる支援関連施策

⇒「事業の棚卸し」等により把握された「生きる支援」関連事業を、自殺総合対策大綱の重点施策における項目に合わせる等により一覧を掲載（「事業の棚卸し事例集」を参照）

6) 自殺対策の推進体制等

6-1) 自殺対策組織の関係図（推進本部とネットワーク等との関係性の整理）

6-2) ●●いのち支える自殺対策推進本部（仮称）

6-3) ●●いのち支える自殺対策ネットワーク（仮称）

6-4) 自殺対策の担当課・担当者（「計画策定」事務局）

7) 参考資料（自殺対策基本法、自殺総合対策大綱など）

IV-3 評価指標等を盛り込む

地域の自殺対策を少しずつでも進化させるためには、自殺対策計画に基づいて実施する事業を適正に評価・検証することが必要です。計画を検証可能なものにするため、評価指標例を参考に、適切なものを盛り込んでください。（もちろん、独自で評

価指標を設定することも可能です。)

また、評価指標の立てづらい項目についても、実施の有無、実施内容を記録し、評価の材料としていくことが望まれます。